

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（概要）

1. 本省令の趣旨

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の一部改正により、従来の被保険者証の新規発行が停止され、被保険者資格の確認は個人番号カードを用いた電子資格確認により行うことと基本とし、電子資格確認を受けることができない者については、当該者に係る被保険者資格に関する情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供を求め、当該交付又は提供を受けた書面等（以下「資格確認書」という。）により資格確認を行うこととされた。

その際、改正法附則第16条及び第18条において、国民健康保険法等の一部改正に係る施行日（令和6年12月2日。改正法附則第1条第2号による。）時点で交付済みの被保険者証又は被保険者資格証明書については、その有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が施行日から起算して1年を超過する場合は、施行日から起算して1年間=令和7年12月1日まで）は、なお従前の例によることとされた。

- この改正に伴い、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証に関する規定を引用する地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成29年総務省令第79号。以下「事務範囲省令」という。）第9条（国民健康保険関係）及び第14条（後期高齢者医療関係）について、令和6年12月に地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（令和6年総務省令第106号）により、所要の規定の整備（※1）を行ったところ。

※1 被保険者証又は被保険者資格証明書を含む旨を本文に追加。

今般、令和7年12月1日をもって改正法附則による経過措置が満了することから、事務範囲省令について、所要の改正（※2）を行う。

※2 追加した箇所を削除。

2. 改正の概要

- 事務範囲省令第9条（国民健康保険関係）及び第14条（後期高齢者医療関係）について、改正法の経過措置に係る文言を削る改正を行う。

3. 施行期日

- 令和7年12月2日